

## 花栗稲荷會 会則

- 第一条 (名 称) この会は、花栗稲荷會と称する。
- 第二条 (組 織) この会は、花栗町内の稲荷神社を崇敬し、神輿を護持する者及びこの会の趣旨に賛同する者をもって構成する。
- 第三条 (目 的) この会は、稲荷神社を崇敬し、神輿を護持し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第四条 (事 務 所) この会はの事務所は会長宅に置く。
- 第四条 (事 業) この会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- 1) 祭事における神輿に関する事項
  - 2) 部員の親睦に関する事項
  - 3) その他、この会の目的達成に必要な事項
- 第六条 (役 員) この会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 3 名 (3) 会計 2 名
  - (4) 監事 2 名 (5) 相談役 (5 名) (6) 世話役 (若干名)
- 第七条 (役員を選出) この会の役員は部員の総意によって選出する。
- 第八条 (役員任期) この会の任期を 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第九条 (役員職務) この会の会長は会を代表し、職務を総理する。  
副会長は会長が不在の時に会務を代行する。  
会計は会の経理を掌握する。  
監事は会の経理を監査する。  
世話役は神輿の護持運営にあたる。
- 第十条 (会 議) この会の会議は定例会と臨時会とし、会長召集し議長となる。
- 第十一条 (議 決) この会の議事の決定は出席者の過半数で決する。
- 第十二条 (経 費) この会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。
- 第十三条 (会 費) この会の会費は ¥1,000 (年会費) 役員 ¥3,000 (年会費) とする。
- 第十四条 (会計年度) この会の会計年度は 7 月 1 日に始まり、翌年の 6 月 30 日に終わる。